

令和4年度
新型コロナウイルス感染症防止にかかる
用品等の購入助成事業実施要領

一般社団法人 滋賀県トラック協会

1. 助成対象者

新型コロナウイルス感染症防止対策用品等（以下「対策用品等」という）を購入する一般社団法人滋賀県トラック協会（以下「滋ト協」という）の会員事業者に対し助成する。

※昨年度、本助成金を活用された事業者も、本年度（令和4年4月1日～令和5年2月28日）新たに対象商品を購入された場合は対象となります。

2. 予算額

630万円

3. 助成対象の対策用品等

助成対象の対策用品等は、交付要綱第2条の規程に適合するものとする。

・検査キット、マスク、手袋、体温計、除菌剤（液）など

4. 助成額

助成額は、会員事業者が令和4年度（令和4年4月1日以降）に対策用品等を購入した場合、1会員あたり2万円を限度として助成する。

但し、購入金額合計が限度額に満たない場合は、千円未満の端数は切捨てた額とする。

5. 申請期間

申請期間は、令和4年4月1日から令和5年2月28日までとする。

上記期間内であっても予算額に達した場合は、その時点までとする。

※申請は1事業者あたり年1回とする。

6. 交付要綱

「新型コロナウイルス感染症防止にかかる用品等の購入助成事業交付要綱」のとおり。

新型コロナウイルス感染症防止にかかる 用品等の購入助成事業交付要綱

(一社) 滋賀県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 一般社団法人滋賀県トラック協会（以下「滋ト協」という。）は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、会員事業者が同感染症防止対策用品等（以下「対策用品等」という。）を購入する費用に対して助成を行う。

なお、本事業は公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の「全国関連事業推進助成金交付要綱」に基づくものである。

(助成対象)

第2条 助成対象となる対策用品等は、下表のものとする。

助成対象	具体的事例
対策用品等	検査キット、マスク、手袋、ゴーグル、フェイスシールド、体温計、アルコール除菌剤（液）、アルコール自動噴霧器、飛沫防止シート（アクリル板）、空気清浄機、防護服、納体袋、アルコール検知器用ストロー、ペーパータオル、自動開閉機能付きゴミ箱、二酸化炭素濃度計、他
関連して必要と認められるもの	リモート会議等に使用するパソコン・タブレット端末、他付属品等（リース不可） その他、別途全ト協が認めるもの (ご不明な場合は事前にお問い合わせください)

※昨年度、本助成金を活用された事業者も、本年度（令和4年4月1日～令和5年2月28日）新たに対象商品を購入された場合は対象となります。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに対策用品等を購入した場合、その費用について1会員あたり2万円を限度として助成する。

但し、購入金額合計が限度額に満たない場合は、千円未満の端数は切捨てた額とする。

(申請期間)

第4条 申請期間は、次条の申請する日の属する当該年度の2月末日までとする。
但し、予算に達した場合は、その時点までとする。

※申請は1事業者あたり年1回とする。

(交付申請及び助成金請求)

第5条 助成を希望する会員事業者は、様式1の「購入助成申請書および助成金請求書」に必要な事項を記入し、添付書類とあわせて滋ト協に提出する。

(助成金交付)

第6条 滋ト協は、前条の申請等の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは申請者に助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 滋ト協は次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 第2条に定める対策用品等の購入費用に対し、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年3月20日滋賀県規則第9号)に基づく補助金、負担金、利子補給金、その他反対給付を受けない給付金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、全ト協及び滋ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(附則) (令和2年6月22日制定)

第1条 本要綱は令和2年4月1日より適用する。

(附則) (令和3年6月23日制定)

第1条 本要綱は令和3年4月1日より適用する。

附則) (令和4年7月7日制定)

第1条 本要綱は令和4年4月1日より適用する

令和 年 月 日

一般社団法人 滋賀県トラック協会長 殿

(申請者)

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

⑩

(担当者: TEL: - -)

新型コロナウイルス感染症防止にかかる用品等の
購入助成申請書および助成金請求書

新型コロナウイルス感染症防止にかかる用品等の購入助成事業交付要綱第5条に基づき、助成金の交付について下記の通り申請および請求します。

記

助成金申請(請求)額

		0	0	0
--	--	---	---	---

円(千円未満切捨)

(内訳明細)

対 策 用 品 名	個数等内訳	購入金額(税込)
		円
		円
		円
	合 計	円

(注1) 購入した用品名が記載された領収書等の写しを添付してください。

(注2) 申請は1事業者あたり年1回とする。

(振込先)

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義 (フリガナ)		